

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 6 月 2 5 日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、本件処分が、請求人にこれまで支給されていた生活保護費を減額するものであることを不服として、憲法 2 5 条や法 6 3 条の規定に抵触し、違法又は不当であるなどを理由に、その取消しを求めているものと解される。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 9月 10日	諮問
令和 3年 11月 5日	審議（第61回第2部会）
令和 3年 12月 17日	審議（第62回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

そして、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定すること。」とされている。

(2) 収入申告義務について

法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入認定について

次官通知第 8 ・ 2 によれば、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額」とされ、収入について、同 ・ 3 ・ (1) ・ アによれば、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額」、その必要経費として、「社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額」が挙げられている。

また、同 ・ (2) ・ アによれば、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(略)については、その実際の受給額を認定すること。」とされ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第 8 ・ 1 ・ (4) ・ アによれば、恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(4) 収入充当について

局長通知第 1 0 ・ 2 ・ (8)によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に

基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。）」とされている。そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-3（答）によれば、返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回である必要はなく、事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきであるとされている。

- (5) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、まず、本件就労状況報告書により、請求人が令和2年5月1日から就労を開始したことは把握していたものの、具体の収入状況については同報告書にはなんら記載されていなかったことから、6月分の保護費について、前月までと同額（69,842円）を支給したことが認められる。

その後、同年6月4日、請求人から本件給与明細書が提出され、請求人には同月末に90,000円程度の就労収入が見込まれるとの話があったことから、処分庁は、本件給与明細書に記載された総支給額91,800円と請求人が受給する障害厚生年金48,758円との合計140,558円から基礎控除額表に定める基礎控除額及び必要経費を控除した117,353円を収入として認定することとし、同月における請求人の最低生活費118,600円との差額1,247円を請求人の6月分の保護費の支給額とするため、当初の6月分の保護費69,842円から68,5

95円減額し、1,247円に変更するとともに、これにより生じた6月分の過支給額68,595円については、8月分以降の保護費から収入充当することを旨とする保護変更決定処分を行い（本件処分）、請求人宛てに通知したことが認められる。

- (2) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の規定に則り、適正になされた処分であると認められ、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

なお、処分庁は、請求人が受給する障害厚生年金について、令和元年度の年金額（月額48,758円）により収入認定しており、この点について誤りがあることが認められる。しかしながら、この誤りによって算出された6月分の保護費（上記2(1)）は実際の額よりも多く算出されており、違算は認められるが、請求人に有利な内容であり、本件処分の取消理由とすることはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分が、法令等の規定に則って適正に行われた処分であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来